

令和2年度 第1回沼津市立図書館協議会 議事録

日時 令和2年8月27日(木) 午後2時00分 から 午後3時00分

場所 沼津市立図書館4階 第1・2講座室

出席者 委員 8名

匂坂会長、高地副会長、佐藤委員、佐野委員、露木委員、小島委員、吉田委員、
諸星委員

(欠席：清水委員)

事務局 5名

尾和館長、勝又事務長、町田管理・事業係長、細倉図書係長、鈴木主査

傍聴者 報道関係：沼津朝日新聞 市民：1名

1 開会

配付資料に基づき、図書館協議会の設置根拠、役割等について説明

2 辞令交付

3 教育長挨拶

この度は、沼津市立図書館協議会委員に就任いただきましたこと、教育委員会を代表いたしまして、心より感謝申し上げます。図書館は開館以来、生涯学習の拠点として、読書活動を支え、資料の充実を図るほか、多方面にわたる情報を発信するなど、市民の皆様の教養、あるいは知的要求に応えるために、様々な事業を行っているところです。昨年度の入館者数は、約35万人。一日平均にすると、約1,200人の方にご利用いただいています。ICT機器の発達によって、情報推進技術の進歩はめざましいものになります。それに合わせて、市民のライフスタイルや価値観は多様化し、図書館を取り巻く環境も、日々大きく変化しています。近年は、入館者数や貸出点数、あるいは貸出利用者数がともに減少傾向にあり、図書館としての魅力を高める運営の見直しが課題となっています。このような中、今年の春には、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言を受けて、本図書館も一時期休館を致しました。今後は、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた事業運営が求められています。新しい生活様式のもと、新しい社会に対応した、安全・安心で、より質の高い市民サービスの提供はもとより、あらゆる世代が愛用できる生涯学習施設として、効果的な行政運営を目指すため、本協議会におきましては、委員の皆さんから忌憚のないご意見をいただきたいと思っております。どうぞ2年間よろしく申し上げます。

4 委員及び図書館職員自己紹介

名簿順に委員及び職員自己紹介

5 会長、副会長選出

図書館協議会条例第3条の規定に基づき、委員の互選によって勾坂委員が会長に選出され、高地委員が副会長に選出された。

6 会長、副会長挨拶

勾坂会長： 3期目になりますが、前期の会長時には高地さんに助けていただきました。また引き続きコンビでお願いしたいと思っています。よろしくお願いします。

高地副会長： 勾坂さんを補佐して円滑にこの会議を進めたいと思います。よろしくお願いします。

7 議事（進行は勾坂会長）

（1）令和元年度利用状況及び自主事業について

事務局から配付資料に基づき説明

委員： 利用者数や貸出数について、図書館として数値目標はありますか。また図書館が目指すものを示すような管理指標はありますか。団体貸出は、どれくらいの期間貸出していますか。団体で所蔵する本がないため恒常的に借りたいという需要があり、これに応じているのか興味があるので伺います。

事務局： 具体的な数値目標や管理指標は定めていませんが、例年図書館来館者数や貸出数は減少しているため、現状維持を目指しています。利用者に多くの本を借りていただくよう選書をし、来館しやすい環境や、地区センター図書室の利便性を整えるなど努力しています。

団体貸出期間は1か月以内です。利用は、保育所や学校、放課後児童クラブなどの団体です。

委員： 施設に本を貸出す場合、1か月で返してまた別の本を借りるのですか。

事務局： そうです。実態としては1年に1回ではなく、テーマに応じて複数回借りる団体が多くみられます。

委員： 相互利用とは、沼津市に所蔵がない本を他の市町から貸出すということですか。それとも沼津市に通勤している他の自治体の市民が利用するサービスですか。相互利用の利点を、利用者の目線で教えてください。

事務局： 沼津市立図書館に所蔵がない場合、三島市図書館や静岡市立図書館、浜松市立図書館などから、該当の本を所蔵している図書館を探して貸出しをするサービスは、相互貸借（そごたいしゃく）と言います。例えば熱海市在住の利用者の場合、熱海市の図書館に所蔵がないものを、熱海市で申し込みをし、熱海市が沼津市などの別の図書館から借り、利用者の方に貸出します。基本的に在住の自治体の図書館で受けられるサービスです。

- 委員： 相互利用者カード登録者という名前になっていますが、これは利用者が在住の自治体の図書館にない本を、他の図書館から取り寄せるということですか。
- 事務局： 相互利用とは、相互貸借と違い、例えば熱海市在住の方が沼津市立図書館所蔵の本を借りたい場合、熱海市立図書館のカードを持参し沼津市立図書館に来館すると、沼津市立図書館のカードを作成することができ、沼津市立図書館所蔵の本を借りることができるサービスです。相互利用協定を結んでいる10市6町の自治体間で実施しています。在住・在勤・在学の方でなくとも、利用者カードを作ることができます。
- 委員： 利用者個人が申請をするということですか。
- 事務局： そうです。お住いの自治体のカードをお持ちの上沼津市立図書館に来ていただければ、沼津市のカードを作成することができます。
- 委員： 相互貸借について、国会図書館の部分が空欄ですが、借りることはできますか。
- 事務局： できますが、国会図書館から借りるためには、館内でのみ貸出可能であるなど色々な制約があるため、他の図書館から借りられるものについては他の図書館から借りています。そのため、昨年度はゼロでした。
- 委員： 国会図書館から借りることはできるが、館内でのみ貸出可能であるなど制約があるということですか。
- 事務局： そうです。
- 委員： 相互利用者カードが1枚あるわけではなく、10市6町の自治体それぞれが発行したカードを使用するということですか。
- 事務局： そうです。各自治体によってカードが異なるため、それぞれの自治体でカードを作成し使用します。
- 委員： 沼津市立図書館が窓口となって、三島市立図書館に所蔵がある本を借りることはできますか。
- 事務局： できますが、利用者が借りたい本がたまたま三島市立図書館に所蔵がある場合に、沼津市が三島市から借りる場合が一般的であるため、最初から三島市立図書館の本を借りに行くケースはあまりありません。三島市立図書館に所蔵があっても、本の状態があまり良くないなどの状況が事前にわかる場合、状態が良さそうな本を所蔵している図書館から借りることもあります。
- 委員： 相互利用とは、沼津市立図書館のカードを持っていれば、他の自治体所蔵の本を借りられるという意味ですか。

事務局： そうです。他の図書館全体を見てから借りたいという場合は、その図書館に行ってもらいます。

勾坂会長： 活発な質疑を期待しておりますが、できれば会議は1時間で終わらせたいと考えておりますので、ご協力いただけると有難いです。

(2) 新型コロナウイルス感染症に対応した図書館サービスについて

事務局から配付資料に基づき説明

委員からの質問は特になし

(3) 令和2年度事業計画について

事務局から配付資料に基づき説明

委員からの質問は特になし

(4) その他

委員からの質問は特になし

勾坂会長： 何かありましたら、皆さんお願いします。

委員： 以前配信した小学生の読み聞かせ動画のようにお話の会をWEB配信すると、昨今図書離れが指摘される中、本に親しむ方が増えると思うので、検討をお願いします。

事務局： 新型コロナウイルス感染症を契機に作成した10個の読み聞かせ動画は、著作権を全部確認し、了解を得た上で配信しました。そうした著作権がクリアできれば、動画配信を進めたいと考えています。

委員： 図書館の新型コロナウイルス感染症対策と関係ないかもしれませんが、コロナ禍において情報が錯綜する中でも自律的に行動したいと考えている市民に対し、考える材料としての情報を提供することが、図書館の役割として重要なのではないかと考えています。現在様々な情報が錯綜しているため、どの情報を信じていいのかわからず、情報を選択することが難しい時代になっています。そのため図書館から市民へ、いじめ、風評被害といった問題や感染予防策などに関する情報を多面的に提供することによって、市民一人ひとりの考える力が育つのではないのでしょうか。このような時期だからこそ、図書館が果たす役割とは何かを職員同士で議論し、図書館の資料を十分に生かしつつ、情報発信していただくことを期待しています。

8 閉会